

長久手市児童クラブ保護者 各位

長久手市子ども部子ども未来課

新型コロナウイルス感染症の対応にかかるガイドライン（児童クラブ）について

日頃より、長久手市の児童福祉行政にご協力いただくとともに、感染拡大防止に向けてご配慮賜り、ありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、愛知県においても1月21日から、まん延防止等重点措置が適用されることに合わせて、改めて新型コロナウイルス感染症の対応に関わるガイドラインを下記のとおりご案内します。また、市教育委員会から示された教育活動ガイドラインも併用してご利用ください。

記

1 登所にあたってのお願い

- (1) ご家庭におきましては、家族を含めた毎日の健康観察を実施し、検温、手洗い、うがいをして感染予防に努めてください。児童に発熱等の風邪症状が見られる場合は、利用を見合わせてください。
- (2) 同居のご家族等に発熱やかぜ等の症状がある場合は、ご利用を控えてください。
- (3) 同居のご家族等が濃厚接触者になった場合、PCR検査等で陰性が判明するまでは、ご利用を控えてください。
- (4) 児童に発熱等の風邪症状があり、すぐに治まった場合（夜に発熱し、翌朝解熱）でも、念のため1日程度ご利用を控えてください。
- (5) 保育中に、37.5度以上の発熱や呼吸器症状（せきやくしゃみ等）が認められる場合は、ただちに保護者の勤務先に連絡しますので、速やかにお迎えをお願いします。
- (6) 児童は児童クラブでは手指消毒及び手洗いを行います。手拭きタオル、ハンカチは自分の物をご用意ください。
- (7) マスクは児童クラブでは用意できません。ご家庭でご用意ください。

2 児童クラブの児童に感染症が疑われる場合

- (1) 発熱や倦怠感、のどの痛み等、体調がすぐれない場合は、医療機関を受診し、医師の指示を仰いでください。必要に応じ、受診・相談センター（保健所）に連絡をしてください。
- (2) 医療機関、保健所の指示でPCR検査等を受ける場合、検査結果が判明した場合は、学校と児童クラブに連絡をお願いします。
- (3) PCR検査等を実施した場合は、検査結果が出るまでご利用をお控えください。

3 児童クラブの児童等（児童本人や同居家族）が感染者または濃厚接触者となった場合

- (1) 児童等の感染が判明した場合には、医療機関から本人（や保護者）に診断結果が伝えられるとともに、医療機関から保健所にも届出がなされます。必ず保護者から学校及び児童クラブにその旨連絡をお願いします。

- (2) 感染者本人への行動履歴等のヒアリングは保健所が行います。濃厚接触者の特定も保健所が行いますので、児童クラブではお答えできません。ご心配な場合は、保健所へお問い合わせください。なお、児童等が濃厚接触者となった場合には、必ず保護者から児童クラブにその旨連絡をお願いします。
- (3) 児童の感染が判明した場合には、施設内の消毒作業や濃厚接触者特定のため、ただちに臨時休所となります。その期間は、5～7日間としますが、感染者の活動状況、濃厚接触者の人数、地域における感染拡大の状況、感染経路等により、期間が変更されることがあります。
※ただし、発症日の2日前以前からご利用がない児童は除きます。
- (4) 児童が濃厚接触者となった場合には、感染者と最後に濃厚接触した日から2週間ご利用を控えてください。

4 職員が感染者となった場合

3(3)と同様の対応となります。

5 その他

- (1) 臨時休所を実施する場合、保護者のみなさまには、その規模及び期間等について、保健所の指示に従い、メール配信等で連絡します。なお、小学校が新型コロナウイルスによる臨時休業をした場合、当該小学校区の児童クラブも同期間休所します。
- (2) 新型コロナウイルス感染症に関して、報道等でご存じのように、SNS等で風評が流れることが散見されています。感染者や濃厚接触者となった方の人権尊重、個人情報保護にくれぐれもご理解とご配慮をお願いします。
- (3) 長久手市ホームページの「受診・相談センター」の情報を以下に掲載します。

<受診・相談センター>平日

設置場所： 瀬戸保健所 0561-21-1699

(一般電話相談窓口とは別の電話番号になっています。)

開設時間： 平日：午前9時から午後5時30分まで

<夜間・休日受付> 愛知県統一の受診相談窓口。24時間体制

電話番号 052-526-5887

- (4) この対応については、新型コロナウイルス感染症の今後の感染防止対策に応じて、変更する場合があります。

(連絡先) 長久手市子ども部子ども未来課児童係 TEL0561-56-0616